

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童・生徒等に対して、当該児童・生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒等と一定の人的関係にある他の児童・生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 いじめの未然防止

- ① 生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自らが行動できる集団づくりに努める。
- ② 道徳や特別活動を通して、規範意識や集団のあり方等について学習を深める。
- ③ 学校生活等の悩みの解消を図るため、スクールカウンセラー等を活用する。
- ④ 教職員の言動がいじめを誘発、助長、黙認することがないよう細心の注意を払う。
- ⑤ 常に危機感をもち、いじめ問題への取組みを定期的に点検し、改善充実を図る。
- ⑥ 教職員研修の充実やいじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底等に努める。
- ⑦ 地域や関係機関等と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

## 3 いじめの早期発見

- ① 生徒の声に耳を傾ける。
  - ・生活アンケート調査 ・心のノート ・個別面談 ・定期教育相談
- ② 生徒の行動を注視する。
  - ・チェックリスト ・ネットパトロール
- ③ 家庭と情報を共有する。
  - ・連絡ノート ・電話連絡 ・家庭訪問 ・PTA 会議
- ④ 地域と日常的に連携する。
  - ・地域行事への参加 ・関係機関との情報共有 ・地域ボランティア活動への参加

## 4 いじめの早期対応

- ① いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ② 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ③ 学校は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- ④ いじめを行う生徒に対しては行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- ⑤ 法を犯す行為に対しては、早期に警察に相談し協力を求める。
- ⑥ いじめが解消した後も、家庭と継続的な連絡、支援、指導・助言を行う。
- ⑦ 積極的に関係者間の連携を図り、情報共有と公開を進める。

## 5 重大事態への対応

- ① 当該事案が重大事態であると判断したときには、速やかに教育委員会に報告する。
- ② 重大事態であるか否かの判断は、教育委員会と十分な協議を行う。
- ③ 教育委員会と学校はいじめの全容解明を基本姿勢とし、迅速、的確かつ組織的な対応を図る。
- ④ いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒へ措置を講ずることについては、保護者の理解と協力を得たうえで、教育委員会と協議して対応していく。